

# Newsletter



Institute for International Monetary Affairs  
公益財団法人 国際通貨研究所

## I 欧米金融サービス仲介業者調査 II デジタルマネー給振実態調査

2020年2月12日

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 主任研究員 志波 和幸

[kazuyuki\\_shiba@iima.or.jp](mailto:kazuyuki_shiba@iima.or.jp)

## 【目次】

### I 欧米金融サービス仲介業者調査

1. 英国 (p4 - 10)
2. 米国 (p11 - 15)
3. オーストラリア (p16 - 19)

### II デジタルマネー給振実態調査

1. 米国 (p21 - 25)
2. オーストラリア (p26 - 28)
3. ニュージーランド (p29 - 31)
4. 主な未実現国 (p32)

# I 欧米金融サービス仲介業者調査

## II デジタルマネー給振実態調査

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 1. 英国 (1/7)

## (1) 基礎データ (調査対象: 15歳以上)

	英国	【参考】		
		世界平均	OECD	日本
① 金融機関での口座保有率	96%	67%	95%	98%
② デビットカード保有率	91%	48%	84%	87%
③ クレジットカード保有率	65%	18%	57%	68%
④ モバイルマネー口座保有率	—	4%	—	—
⑤ ここ1年間でデジタルペイメントを行った率	94%	45%	89%	89%

(出典) Global Findex Database 2017 (World Bank Group)

## 預金取扱金融機関の業態分類

業態	数	総資産 (単位:十億GBP)	(シェア)	根拠法
Banks (銀行)	308行	8,339.1	(95.2%)	2000年 金融サービス市場法
Building Societies (住宅金融組合)	43行	415.0	(4.7%)	1986年 住宅金融組合法
Credit Unions (信用組合)	444行	3.3	(0.038%)	1979年 信用組合法 2014年 協働組合法

(出典) Bank of England等 (2019年7月)

・国内大手4行(HSBC、Barclays、Lloyds、RBS)で総資産の約25%を占める。

## (2) 英国でのリテール金融エコシステムの構築

### 【背景】

- ・大手6行(HSBC、Barclays、Lloyds、RBS、Santander、Nationwide)で銀行口座の90%を占有するという調査結果もあり。(リテール金融市場の寡占化を、英国政府は問題視)
- ・加えて、ミレニアル世代/Z世代などモバイル志向の高い若年層の台頭や、キャッシュレスの進展に伴い、デジタルな金融サービスニーズの創出意欲が高まっている。

(先進国共通の流れ)

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 1. 英国 (2/7)

## (2) 英国でのリテール金融エコシステムの構築(続き)

英国では、FinTechをリテールバンキング市場の競争強化策の一環として位置づけ。  
(それにより「低価格、アクセス向上、選択肢の増加、新しいイノベーション、サービス向上がもたらされる」というのが政府の基本的な考え方)

### 【政府の具体的な支援】

- ・2013年: 銀行免許取得要件の緩和(銀行設立時の要求最低資本金の引き下げ。認可申請プロセスの簡素化。申請段階でIT等のインフラが不十分な銀行に対し、そのインフラを12カ月以内に構築することを条件に「限定的認可」を与える新制度発足。等)  
⇒これ以降銀行免許を取得したFinTech企業は「Digital Bank」または「Challenger Bank」とも呼ぶ。
- ・2013年: FinTechベンチャー企業の資金面を支援するBritish Business Bank (政府100%保有)を設立。
- ・2015年: 金融サービスのイノベーションを前進するためのプログラム (Project Innovate) が開始。
  - ①Regulatory Sandbox (新金融サービスに対し現行法を即時適用するのではなく、一定範囲で安全な実験環境を提供するシステム)の構築。
  - ②「Innovation Hub」と名付けたFinTech対象の専任部署の設置。等により、監督機関との密なやり取りを通じ、事業化の早い段階から規制にまつわる不確定要素を除去することに主眼。

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 1. 英国 (3/7)

## (3) 国策としての「リテールバンキングの競争力強化」の結果

- ・リテールバンキングへの新規参入の奨励 (Metro Bank、TSB等)。
- ・当座預金の乗り換え支援サービス (Current Account Switch Service)
- ・大手銀行に融資を断られた中小企業に対する代替金融手段の紹介
- ・支払／決済システムの開放
- ・オープンバンキング・イニシアチブ

等

銀行が保有する顧客データを第三者に開放し、市場の競争を促進するための施策。具体的には、以下があり。

### ① MiData イニシアチブ

2015年3月から導入された制度。顧客が自らの当座預金の取引データを銀行から取得し、それを価格比較サイト(※)などに提供することにより、他行の商品・サービスとの横並び比較が容易になる。

(※)一例 (GoCompare社提供サービス) <https://money.gocompare.com/currentaccounts/midata#/>

### ② API (Application Programming Interface)

FinTech企業が、銀行が保有する顧客データに直接アクセスできるようソフトウェア同士のコミュニケーションを可能にする手順や仕組みを銀行が開放すること。FinTech企業は、そのデータを取得のうえ、顧客の資産管理や支払・決済サービスをアプリなどで提供。

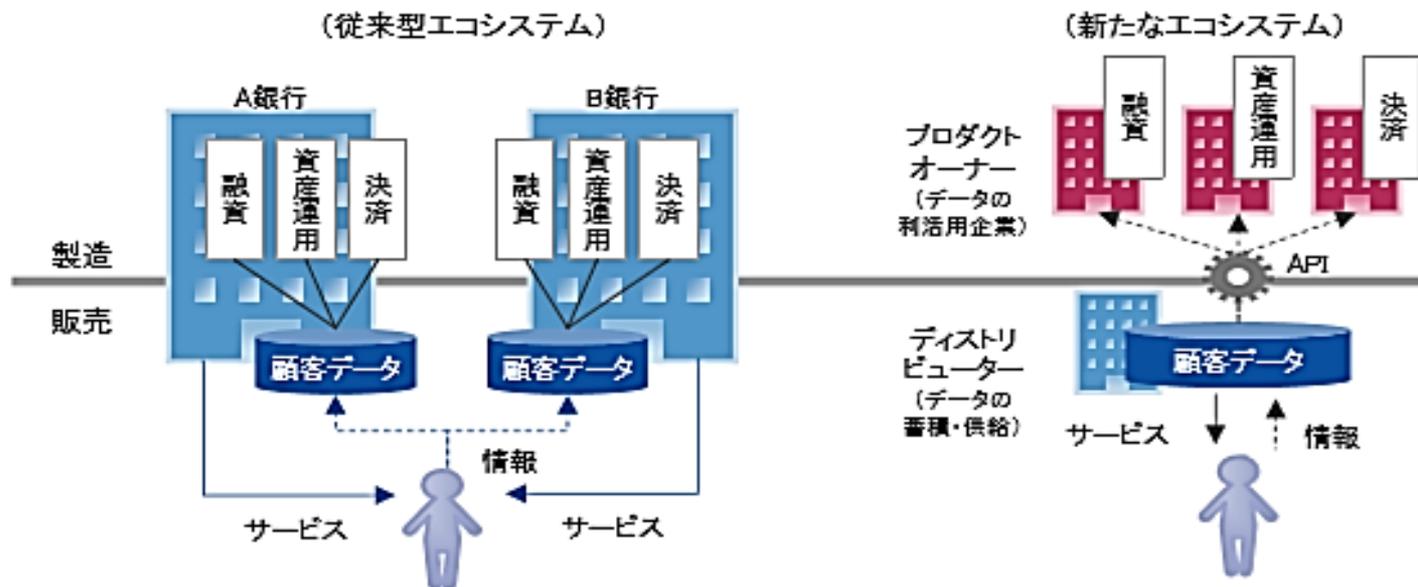
# I 欧米金融サービス仲介業者 - 1. 英国 (4/7)

## (3) 国策としての「リテールバンキングの競争強化」の結果(続き)

オープンバンキング・イニシアチブにより「金融サービス／金融商品の『製造』と『販売』が分離した新たなエコシステム」が形成。

- ・プロダクトオーナー：金融商品／金融サービスの製造者
- ・ディストリビューター：顧客データを収集のうえ、個々の顧客のニーズを分析する者

### 新たな金融エコシステムの概略図

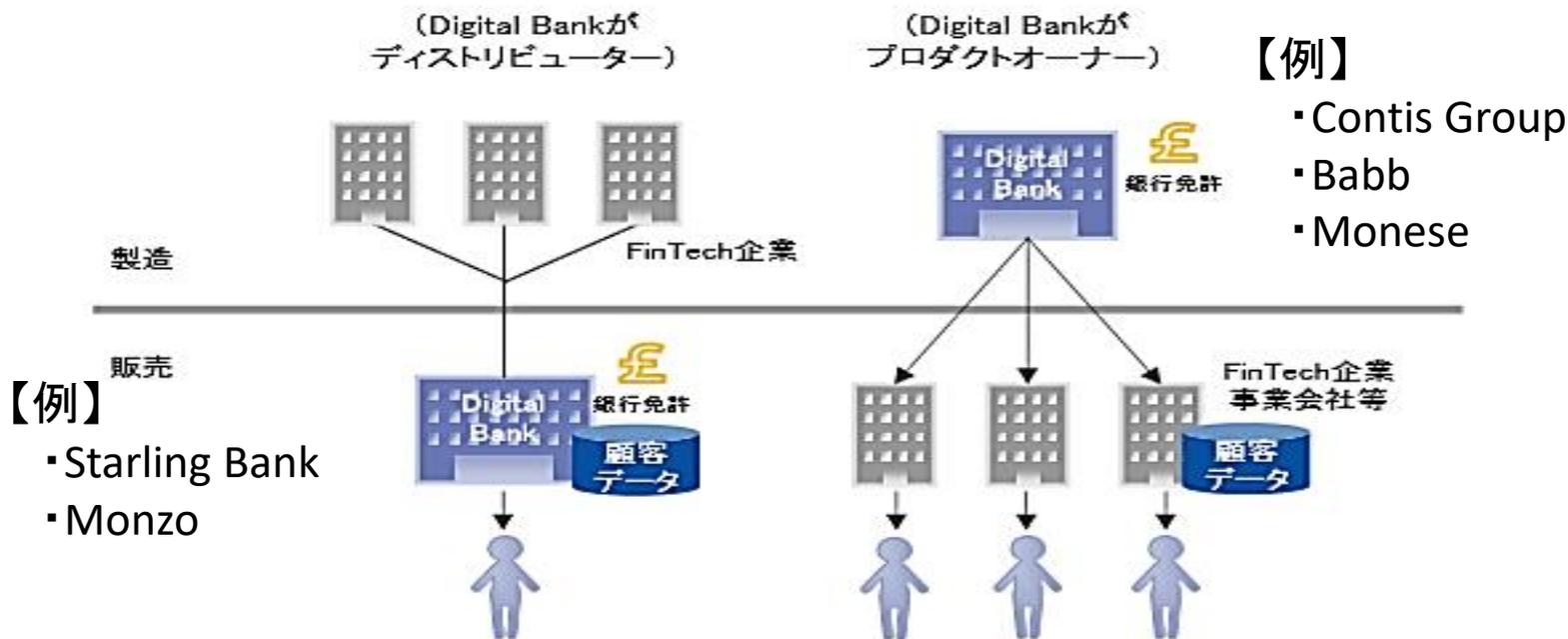


(出典)みずほ銀行産業調査部 7

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 1. 英国 (5/7)

## (3) 国策としての「リテールバンキングの競争強化」の結果(続き)

Digital Bank による「新たな金融エコシステム」も、主導者(「プロダクトオーナー」または「ディストリビューター」)により分化。



FinTech企業、既存金融機関が提供している各種金融サービスをDigital Bankの窓口・アプリで提供する方法。

Digital Bankが自前の金融サービスやインフラを(銀行免許やノウハウをもたない業者に)提供する方法。

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 1. 英国 (6/7)

## (4) 英国の金融商品販売規制について

「消費者向け金融商品の販売方法に関する改革 (Retail Distribution Review、以下「RDR」)」(2012年12月末)

商品供給業者から支払われる手数料の多寡により販売が左右される傾向 (commission bias) の根絶のため、IFA (独立金融アドバイザー) の報酬体系について「コミッション方式」を全廃し、「顧客からのフィー方式」のみと規定。

## (5) Digital Bankの業績推移 (その筆頭と言われるStarling Bankを例に)

Starling Bank : 2014年設立のモバイル専用銀行

	2016/11	2017/11	2018/11
<b>【B/S】</b>			
顧客宛て貸出	-	804	8,698
顧客からの預かり金	2	18,083	202,323
総資産	15,370	53,277	234,669
<b>【P/L】</b>			
受取利息	7	76	929
手数料(ネット支払超)	-	-38	-386
当期純利益/損失	-4,253	-10,196	-25,070

(単位: Thd GBP)

- ・口座数は「2017/11: 43,000人以上」から「2018/11: 356,000人以上」に増加。
- ・システムに先行投資し比較的小さな収益機会を多数取り込むことを必要とするため、単年度収支は赤字のまま。事業成功には規模の急速な拡大を引き続き必要とする。

(出典) 同社HP (Financial Statements) より

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 1. 英国 (7/7)

## (6) 英大手行もデジタル化推進

- ① Digital Bankの躍進もあり、英大手行においても「デジタル化」が経営課題となっている。
- ② 英大手行は、長期的な顧客との関係に基づく長期的かつ大量のデータを保有する一方、古いレガシーシステムを抱えているという課題があり。
- ③ こうしたなか、別ブランドまたは子会社のDigital Bankを立ち上げ、デジタル金融サービスを提供する動きがある。

### 【例】

- ・HSBC ⇒ First Direct(100%子会社)を活用したオープンバンキング戦略を推進  
(First Direct は、2017年にOpen APIを提供するFinTech企業のBud社と提携し、顧客がFirst Directのプラットフォーム上から他行やFinTech企業のサービスにアクセスできるサービスを提供)。
- ・BNP Paribas ⇒ Hello Bank(ミレニアル向けのデジタルバンク)
- ・Goldman Sachs ⇒ GS Bank
- ・DBS ⇒ Digi Bank
- ・CIBC ⇒ Simplii
- ・JPモルガンチェース銀行 ⇒ FINN
- ・Union 銀行 ⇒ PurePoint

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 2. 米国 (1/5)

## (1) 基礎データ (調査対象: 15歳以上)

	米国	【参考】		
		世界平均	OECD	日本
① 金融機関での口座保有率	93%	67%	95%	98%
② デビットカード保有率	80%	48%	84%	87%
③ クレジットカード保有率	66%	18%	57%	68%
④ モバイルマネー口座保有率	—	4%	—	—
⑤ ここ1年間でデジタルペイメントを行った率	89%	45%	89%	89%

(出典) Global Findex Database 2017 (World Bank Group)

## 預金取扱金融機関の業態分類

業態	数	総資産 (単位:十億USD)	(シェア)	根拠法
Commercial Banks (商業銀行)	4,832行	16,364.9	(86.2%)	国法銀行法 州法
Savings Institutions (貯蓄金融機関)	709行	1,167.7	(6.2%)	国法銀行法(連邦貯蓄銀行) 住宅所有者向け貸付法(連邦貯蓄貸付組合) 州法
Credit Institutions (信用組合)	5,594行	1,446.4	(7.6%)	連邦信用組合法 州法

(出典)

連邦預金保険公社、信用組合全国協会 (2018年6月)

- ・総資産額1位: JP Morgan Chase (2.59兆米ドル)
- 同 2位: Bank of America (2.29兆米ドル)。
- (2行の占有率は約25%)

## (2) 米国における「製販分離」の実態

- ・米国では金融商品／金融サービスの「製造」と「販売」の機能分化は1900年代から進んでいる。
- ・消費者は、金融に携わる者に対し「多様な品揃えのなかから中立な立場で最も適した商品を提示するとともに、商品購入後もその商品の適性を定期的に見直す等、従来以上に親密なサービス」を要求。一方、商品製造業者は激しい競争と価格(マージン)低下圧力に晒されているなか、より付加価値の高い商品の製造に注力。そうしたなか、両者をつなぐ仲介者の存在が益々重要になっている。

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 2. 米国 (2/5)

## 米国の銀行サービスにおける「製販分離」の概念図

		商品製造業者	
		単独で商品化	複数業者で商品化
販売業者	1つの業者が提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ブローカー預金 (主に「流動性」預金)</li> <li>- 信託</li> <li>- 自動車ローン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- シンジケートローン</li> <li>- 預金担保証券 (CLO)</li> </ul>
	複数の業者が提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>- クレジットカード</li> <li>- リース</li> <li>- 中小企業庁ローン</li> <li>- 動産ファイナンス</li> <li>- 商業用不動産ファイナンス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ATMネットワーク</li> <li>- 住宅ローン</li> <li>- ブローカー (主に「定期性」預金)</li> </ul>

(出典) 野村資本市場研究所

### (3) 主な「金融サービス仲介業者」

#### ① 預金ブローカー (Deposit Broker)

【定義】 Federal Deposit Insurance (FDI) Act (Section #29)

Any person engaged in the business of placing deposits, or facilitating the placement of deposits, of third parties with insured depository institutions or the business of placing deposits with insured depository institutions for the purpose of selling interests in those deposits to third parties.

(なお、預金ブローカーは大手証券会社(証券会社系の銀行が、グループ証券会社の営業員を通じて預金を獲得)が多いが、特にブローカー営業を行うための免許が必要であるわけではないため、個人でもブローカーになることは理論的に可能。)

また同条で、ブローカー預金を受け入れることができる銀行は「十分な自己資本を有していること(Well Capitalized)」を条件とする旨定義している。

(ただし、どの程度が「十分」に該当するかは規定していない)

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 2. 米国 (3/5)

## ① 預金ブローカー (Deposit Broker) (続き)

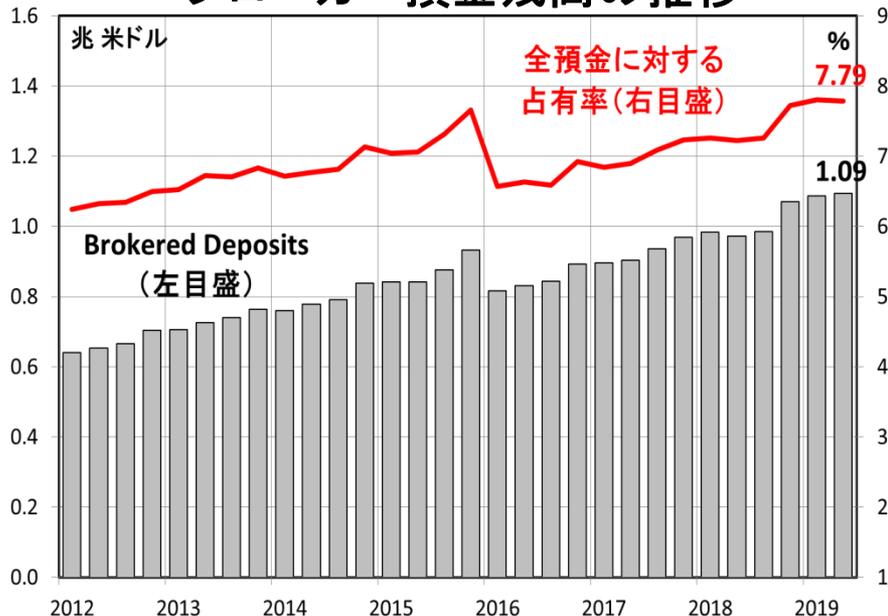
### 【銀行のメリット】

ブローカーに依頼することで、広範な支店ネットワークを自前で構築することなく、支店をもたない地区から預金を集めることが可能となる。

### 【預金者のメリット】

一般的には、ブローカーは最も条件の良い(金利の高い)銀行に預金する。

### ブローカー預金残高の推移



### ブローカー預金利用行ランキング(上位10行)

金融機関名	(A) 預金総額	(B) うち Brokered Deposits	比率% (B/A)
1 Wells Fargo & Company	1,356.09	124.57	9.19
2 Bank of America Corporation	1,452.02	107.70	7.42
3 Toronto-Dominion Bank	270.91	105.88	39.08
4 Citigroup	1,069.73	60.52	5.66
5 Morgan Stanley	179.83	58.50	32.53
6 Goldman Sachs Bank USA	139.98	53.74	38.39
7 E*Trade Financial Corporation	42.72	37.91	88.75
8 U.S. Bank	364.53	35.58	9.76
9 JPMorgan Chase	1,606.04	29.60	1.84
10 American Express National Bank	78.73	26.66	33.86

(出典) BankRegData.com (2019.2Q) より

・ブローカー預金残高は2019年1Q(1.10兆米ドル)、占有率は同年2Qに過去最高を記録。

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 2. 米国 (4/5)

## ②住宅ローン・ブローカー

- ・住宅ローン・ブローカーは、住宅ローンを組んだり借り換えを行いたい消費者を見つけ、時には彼らに信用力を高めるためのアドバイス等も提供しながら、申請に必要な書類を整備し、実際に資金を供給するモーゲージ会社(オリジネーター)に取り次ぐことを業とする。
- ・住宅ローン・ブローカーは、複数の商品のなかから、顧客に最も適したローンを提供することを付加価値としている。
- ・2004年のWholesale Access Mortgage Research & Consulting社の調査によると、住宅ローン・ブローカー業者は約53,000社(従業員は約418,700人)存在し、住宅ローン総数の68%を取り扱った。

### 【住宅ローン・ブローカーが準拠すべき主な法律】

- ・Consumer Credit Protection Act. (消費者信用保護法)
- ・Equal Credit Opportunity Act(同一信用機会法): 消費者金融における男女差別／人種差別禁止を目的
- ・Fair Housing Act(公正住宅法): 住宅の譲渡／賃貸における差別を禁じる法
- ・Real Estate Settlement Procedures Act(不動産決済手続法)
- ・Homeowner's Protection Act(住宅所有者保護法)
- ・その他、州法で追加規制あり(ライセンスの有無等)

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 2. 米国 (5/5)

## (4) ブローカー手数料について

- ・米国では、英国の「RDR(ブローカーが受け取ることが出来る収入は「顧客からのフィー」のみと規定)」(p9ご参照)のような、収入／報酬の徴収先を制限するような法律はない。
- ・ただし、「ドット・フランク法」で、持続不可能なモーゲージ貸付慣行(貸し手が借り手を高コストのローンに導く事を助長するインセンティブの発生等)を防止するべく、借り手の収入もしくは資産の事前確認作業等を要求している。

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 3. オーストラリア (1/4)

## (1) 基礎データ (調査対象: 15歳以上)

	オーストラリア	【参考】		
		世界平均	OECD	日本
① 金融機関での口座保有率	100%	67%	95%	98%
② デビットカード保有率	90%	48%	84%	87%
③ クレジットカード保有率	60%	18%	57%	68%
④ モバイルマネー口座保有率	—	4%	—	—
⑤ ここ1年間でデジタルペイメントを行った率	94%	45%	89%	89%

(出典) Global Findex Database 2017 (World Bank Group)

## 預金取扱金融機関の業態分類

業態		数	総資産 (単位: 十億AUD)	(シェア)	根拠法
認可 預金 受入 機関	Australian-owned Banks (国内銀行)	38行	4,125.4	(81.8%)	1959年 銀行法
	Foreign Subsidiary Banks (外国銀行現地法人)	7行	148.3	(2.9%)	
	Branches of Foreign Banks (外国銀行支店)	46行	500.5	(9.9%)	
	Building Societies (住宅金融組合)	2行	11.6	(0.2%)	
	Credit Unions (信用組合)	45行	39.0	(0.8%)	
	Other ADIs (その他預金取扱い機関)	7行	5.0	(0.1%)	
その他	Money Market Corporation (金融市場会社)	—	30.3	(0.6%)	2001年 会社法
	Finance Companies and General Financiers (金融会社・金融業者)	—	184.8	(3.7%)	

(出典) 豪州健全性規制庁、豪州準備銀行 (2019年3月)

- ・国内大手4行(Westpac, Commonwealth, NAB, ANZ)で総資産の6割を占める。

## (2) 「金融サービス提供者」への規制及び指導態勢

- ・同国では、認可預金受入機関を含め金融サービス業を営むためには、原則として「2001年会社法(Corporations Act 2001)」に基づき、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)に申請し、「オーストラリア金融サービスライセンス(Australian Financial Services License)」を取得する必要がある。
- ・加えて、投資・年金・保険・預金及び信用の取扱いや助言サービスを行う「金融サービス提供者(Financial Services Organizations and Professionals)」はASICの指導を受ける。

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 3. オーストラリア (2/4)

## (3) 主な「金融サービス仲介業者」

### ① オーストラリア郵便公社 (Australia Post)

- ・通信芸術省 (Department of Communications and the Arts) と財務省 (Department of Finance) の2つの省が共管。
- ・郵便事業のほか、商業銀行や信用組合などの金融機関から金融サービス等を受託し、郵便局を通じて実施 (郵便局は全国で4,356店あり、そのうち金融業務を行う店舗は3,200以上ある (Australia Post Annual Report 2018より))。
- ・オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではない。金融機関と「受託契約」と締結し、郵便ネットワークを通じて、その金融機関のサービスを提供している。したがって、郵便公社のB/S (貸借対照表) には、顧客の資産 (預かり金・預金等) は計上されない。

### 【預金業務の委託金融機関】

業態	数	主な業者
Banks (銀行)	49行	・AMP Bank ・UniBank ・Westpac Banking Corporation 等
Credit Unions (信用組合)	18行	・Community First Credit Union ・Credit Union Australia ・Credit Union SA 等
その他金融機関 (Other Participating Financial Institutions)	4行	・Bank of us ・IMB ・Latitude Financial Services ・The Mutual Bank

(出典)

オーストラリア郵便公社のHPより  
<https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments/bank-at-post>

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 3. オーストラリア (3/4)

## ① オーストラリア郵便公社 (Australia Post) — 続き

### 【委託業務に対する収益】

- ・同郵便公社は、金融機関から委託を受けて金融サービスを提供しているため、委託業務に対する手数料収益が恒常的に発生。
- ・ただし、その委託手数料は郵便公社(郵便局)自体の業務で発生する様々な取扱手数料とともに一括して記録されており、金融部門単独の財務諸表は作成されていない。

### オーストラリア郵便公社の連結損益計算書の「収益」部分

(単位: Mln AUD)	2015年	2016年	2017年	2018年
【Revenue】				
Goods and Services	6,257.8	6,451.6	6,619.5	6,730.8
Interest	5.3	6.1	6.3	18.6
小計	6,263.1	6,457.7	6,625.8	6,749.4
【Other Income】				
Rents	42.5	41.8	41.8	39.4
Other Income and Gains	73.5	62.7	139.6	88.2
小計	116.0	104.5	181.4	127.6
【Total Income】 合計	6,379.1	6,562.2	6,807.2	6,877.0

ここに、取扱手数料のほか、各金融機関からの委託手数料が計上されている

(出典)オーストラリア郵政公社のHPより

# I 欧米金融サービス仲介業者 - 3. オーストラリア (4/4)

## ② モーゲージ・ブローカー

- ・同国で不動産を購入する際、複数の銀行のローンと比較し最適なローンを選ぶためのアドバイスや、ローン申請の手続きを代行する業務。
- ・モーゲージ・ブローカーの成功報酬はローンを成約した銀行から支払われる。なお、成功報酬体系はブローカーごとに異なる。

(ご参照)

ASIC Report #516

“Review of Mortgage Broker Remuneration (March 2017)”

<https://download.asic.gov.au/media/4213629/rep516-published-16-3-2017-1.pdf>

I 欧米金融サービス仲介業者調査

**II デジタルマネー給振実態調査**

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 1. 米国 (1/5)

### (1) 基礎データ (調査対象: 15歳以上)

	米国	【参考】		
		世界平均	OECD	日本
① 金融機関での口座保有率	93%	67%	95%	98%
② デビットカード保有率	80%	48%	84%	87%
③ クレジットカード保有率	66%	18%	57%	68%
④ モバイルマネー口座保有率	—	4%	—	—
⑤ ここ1年間でデジタルペイメントを行った率	89%	45%	89%	89%

(出典) Global Findex Database 2017 (World Bank Group)

### 預金取扱金融機関の業態分類

業態	数	総資産 (単位:十億USD)	(シェア)	根拠法
Commercial Banks (商業銀行)	4,832行	16,364.9	(86.2%)	国法銀行法 州法
Savings Institutions (貯蓄金融機関)	709行	1,167.7	(6.2%)	国法銀行法(連邦貯蓄銀行) 住宅所有者向け貸付法(連邦貯蓄貸付組合) 州法
Credit Institutions (信用組合)	5,594行	1,446.4	(7.6%)	連邦信用組合法 州法

(出典)

連邦預金保険公社、信用組合全国協会 (2018年6月)

- ・総資産額1位: JP Morgan Chase (2.59兆米ドル)
- 同 2位: Bank of America (2.29兆米ドル)。
- (2行の占有率は約25%)

### (2) 労働法制における給与受取の手段

< 公正労働基準法 (The Fair Labor Standards Act of 1938, As Amended) >

第531.27条

賃金は、「現金 (cash)」または「額面記載の金額で支払い可能な小切手 (negotiable instrument payable at par)」で支払う必要がある。

(ただし、当該支払いの適用範囲は「最低賃金 (minimum wage)」のみと解釈されている)

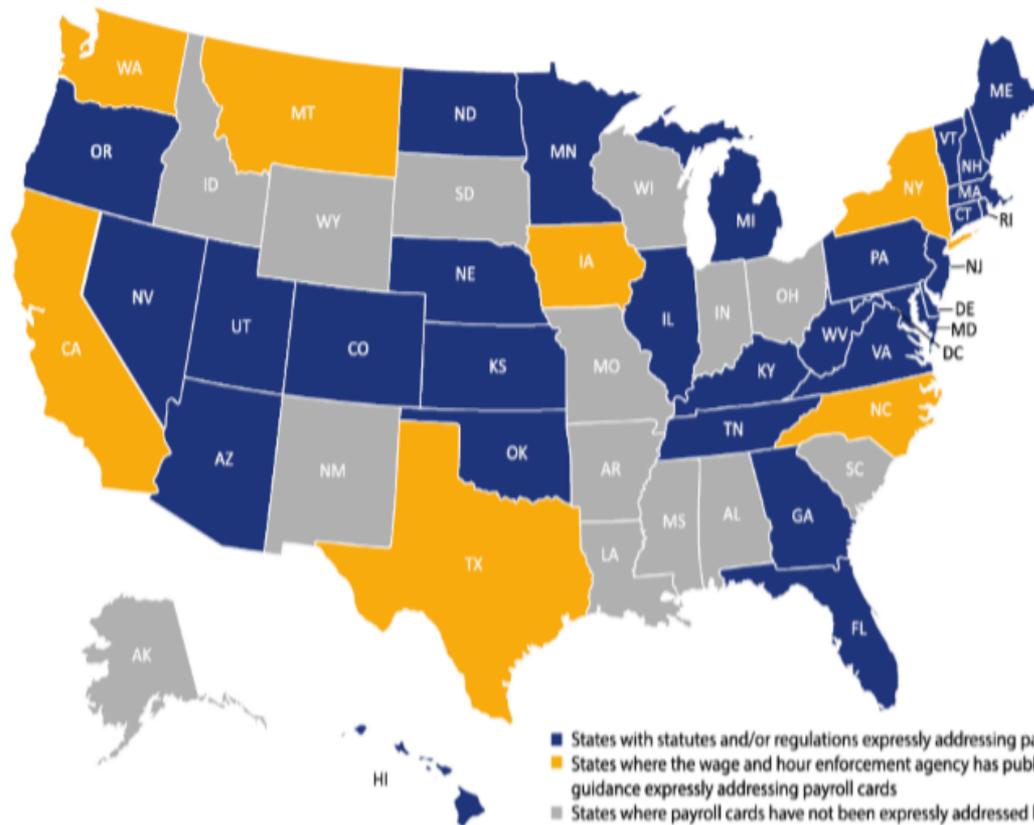
- ・なお、州法で賃金の支払方法を「銀行口座振込 (Direct Deposit)」や「ペイロールカード等の電子送金 (従業員が負担するコストがゼロのもの)」も可とする州あり。その場合は州法に遵ずる (次頁)。

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 1. 米国 (2/5)

### (2) 労働法制における給与受取の手段(続き)

ペイロールカードでの支払い可否は州ごとに異なる。

### ペイロールカードに対しての州ごとのアプローチ



連邦法に加えて、いくつかの州では独自の賃金・給与の支払い規則が設けられている

- ペイロールカードに対して明確に法令や規則を制定している州
- 賃金及び労働時間に関する法執行機関がペイロールカードに対して明確なガイドラインを制定している州
- ペイロールカードに対して法令や規則または、公的執行機関によって明確に規定されていない州。一部の州における該当機関はペイロールカードを認めているが、ガイドラインの制定や執行を行うことはない

■ States with statutes and/or regulations expressly addressing payroll cards  
■ States where the wage and hour enforcement agency has published guidance expressly addressing payroll cards  
■ States where payroll cards have not been expressly addressed by statute, regulation, or published enforcement position. Applicable agencies in certain states may recognize payroll cards but have not published guidance or enforcement positions.

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 1. 米国 (3/5)

### (3) ペイロールカードの実態

#### 【仕組み】

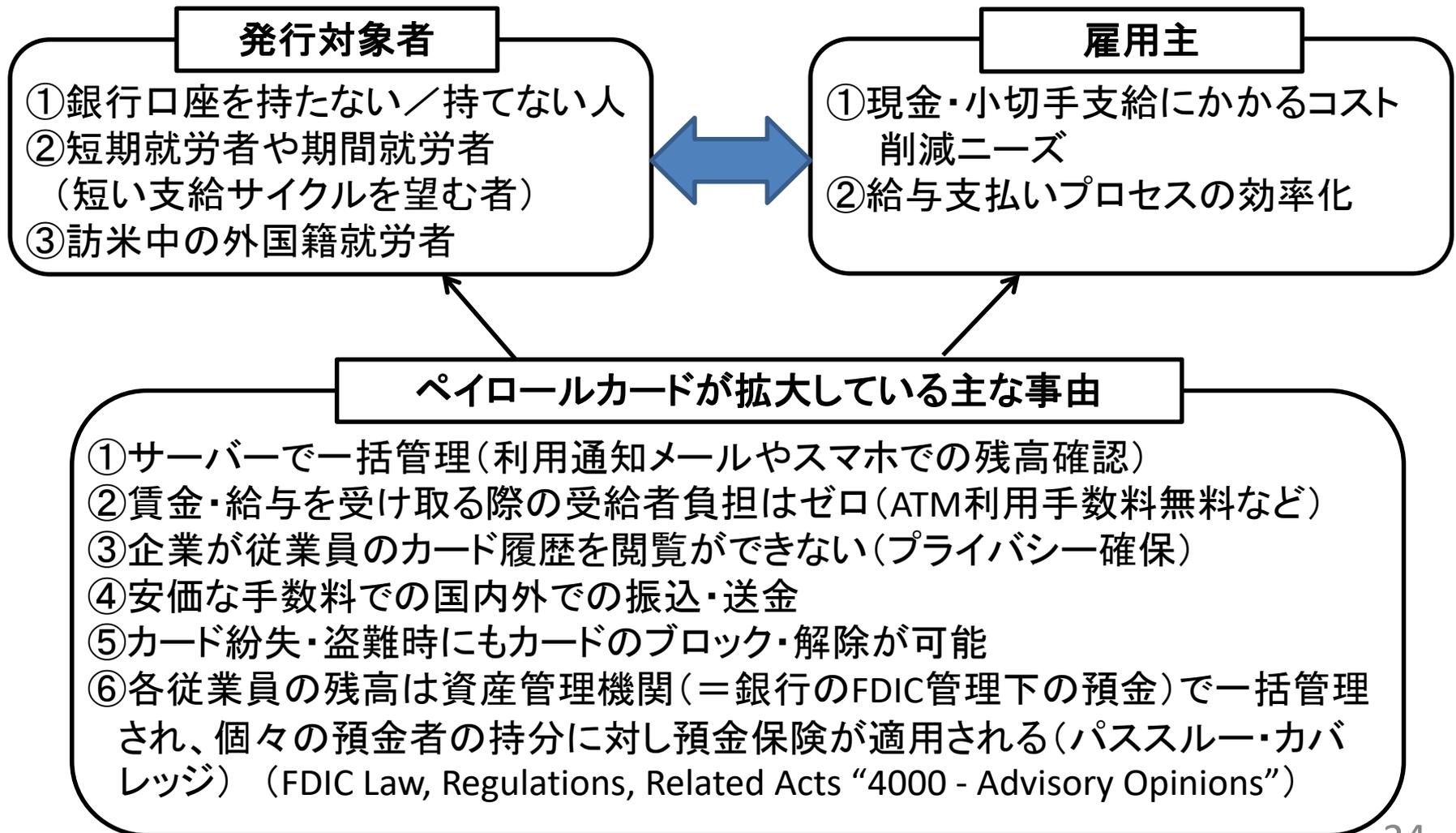
- ①企業が従業員にプリペイドカードを発行。当該カードは再チャージが可能。
- ②賃金・給与を当該カードに電子的に即時支給。
- ③ATMでカードから現金引き出しも可能。
- ④店舗に端末機器あれば決済可能(Visa、Mastercard等の国際ブランド付帯カードもあり)。

### 口座振込み(現金)とペイロールカードとの比較

	口座振込み(現金)	ペイロールカード
銀行口座 開設・閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設が必要。</li> <li>・口座開設・閉鎖時は本人確認等諸資料の提出が必要(事務煩雑)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申し込み後、すぐにプリペイド口座にて取引可能。</li> <li>・解約手続きも容易。</li> </ul>
紛失・盗難対策	引き出した現金は保証なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者の利用を本人がブロック可能(PCやスマホから)。</li> <li>・カード再発行可能(直近の残高が戻る)。</li> </ul>
利用明細	レシート保管や家計簿などへの転記が必要。	発行会社のサイトで、いつでも利用明細確認が可能。
利用の利便性①	現金利用の際は渡す現金やお釣りを数える必要がある。	現金を数える必要がない。
利用の利便性②	先ずATMで現金を引き出す必要がある。	ATMに行く必要がない。
保管	財布(かさばる)	カード1枚
インターネット 決済	代引き手数料または振込手数料がかかる場合がある。	クレジットカードと同様に利用可能。

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 1. 米国 (4/5)

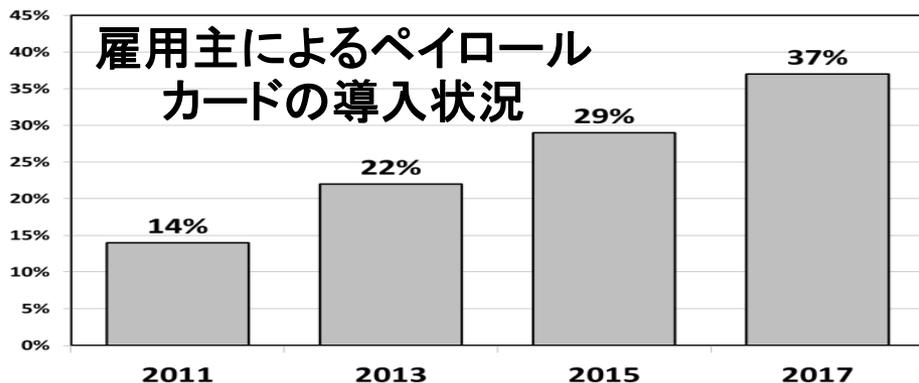
### (3) ペイロールカードの実態



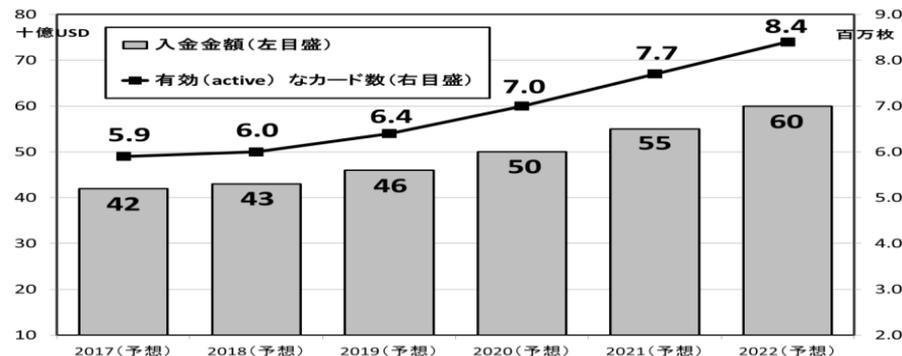
## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 1. 米国 (5/5)

### (3) ペイロールカードの実態(続き)

ペイロールカードの導入状況及び流通枚数／入金金額ともに増加傾向。2022年には発行枚数840万枚、入金金額600億米ドルに達するとの予想。



(出典) Visa Payroll Employer Research (May 2017)



(出典) U.S. Payroll Card market Overview (Aite Group, Sept 2017)

### (4) ペイロールカード関連業者

	主な収益源	主な会社
ペイロールカード 発行業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>カード発行手数料</li> <li>雇用主からの(各従業員のカードへの)振込手数料</li> <li>(従業員)ATMからの現金引出し手数料</li> <li>対象カード残高の管理収益 (カード残高に対する付利は基本ゼロ)</li> </ul>	[※] ・Wells Fargo (3,211億ドル) ・Bank of America (3,122億ドル) ・Chase (2,947億ドル)
決済業者	決済手数料 (主に店側から徴収)	・Visa ・Mastercard

[※]

2017年の取扱金額が1,000億ドル以上の業者(含、一般デビットカードの取扱金額)

(出典) The Nilson Report

25 (2018)

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 2. オーストラリア (1/3)

### (1) 基礎データ (調査対象: 15歳以上)

	オーストラリア	【参考】		
		世界平均	OECD	日本
① 金融機関での口座保有率	100%	67%	95%	98%
② デビットカード保有率	90%	48%	84%	87%
③ クレジットカード保有率	60%	18%	57%	68%
④ モバイルマネー口座保有率	—	4%	—	—
⑤ ここ1年間でデジタルペイメントを行った率	94%	45%	89%	89%

(出典) Global Findex Database 2017 (World Bank Group)

### 預金取扱金融機関の業態分類

業態		数	総資産 (単位: 十億AUD)	(シェア)	根拠法
認可 預金 受入 機関	Australian-owned Banks (国内銀行)	38行	4,125.4	(81.8%)	1959年 銀行法
	Foreign Subsidiary Banks (外国銀行現地法人)	7行	148.3	(2.9%)	
	Branches of Foreign Banks (外国銀行支店)	46行	500.5	(9.9%)	
	Building Societies (住宅金融組合)	2行	11.6	(0.2%)	
	Credit Unions (信用組合)	45行	39.0	(0.8%)	
	Other ADIs (その他預金取扱機関)	7行	5.0	(0.1%)	
その他	Money Market Corporation (金融市場会社)	—	30.3	(0.6%)	2001年 会社法
	Finance Companies and General Financiers (金融会社・金融業者)	—	184.8	(3.7%)	

(出典) 豪州健全性規制庁、豪州準備銀行 (2019年3月)

- ・国内大手4行(Westpac, Commonwealth, NAB, ANZ)で総資産の6割を占める。

### (2) 労働法制における給与受取の手段

<Fair Work Act 2009 (第323条 - 第2項)>

賃金の支払い手段は以下の通り。

- ①現金(Cash)。
- ②小切手、為替、郵便為替またはそれに類するもの。
- ③電子送金システム(electronic funds transfer system)を使用し、従業員が保有する預金口座に入金する。
- ④最新の判決(modern award)または企業契約(enterprise agreement)に基づき承認された方法。

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 2. オーストラリア (2/3)

### (3) デジタルマネーの実態(給振での活用の可否)

- (1) 同国ではキャッシュレス、特にデビットカード(EFTPOS)の決済が進んでいる(決済の際、銀行預金口座から即時引き落とし。AU\$100以下の決済時は暗証番号不要)。同国の2大スーパー(Woolworths と Coles)が非接触式決済に積極的であったことも一因。
- (2) デジタルマネーとして最も有名なのは「Opal Card」。同国内の公共交通運賃支払い時に利用(AU版「Suica」)。前頁(2)-④の通り、企業契約等で事前同意あれば同カードへの給料振込は理論的に可能だが、実態はそのような事例はない(ヒアリングベース)。

### (4) 暗号資産(仮想通貨)での給与支払い

[法的根拠] 豪州税務署 (Australian Taxation Office)

“Tax treatment of crypto-currencies in Australia – specifically bitcoin”

(QC 42159, 18 Jun 2019)

[税金処理]

・従業員が雇用主との間で「給与を(豪ドルではなく)暗号通貨で受け取る」との有効な「給与削減合意書(Salary Sacrifice Arrangement)」を締結した場合、暗号通貨の支払いは「FRINGE・ベネフィット(賃金・給与以外に提供する経済的利益)」であり、雇用主は「FRINGE・ベネフィット税評価法(Fringe Benefits Tax Assessment Act)(1986年)」の規定に従う。

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 2. オーストラリア (3/3)

### (5) 暗号資産(仮想通貨)での支払い普及の可能性 ⇒ 時期早々

[理由]

- ✓ 前頁(4)の通り、給与を暗証資産で支給する場合の税務処理方法が固まったのがごく最近のこと(2019年6月)。
- ✓ 従業員が暗号資産を給料で積極的に受け取るようになるためには、価格のボラティリティ(変動性)を伴わない決済フレンドリーな暗号資産の誕生が前提条件と思料(2019年9月にEmparta社(豪FinTech企業)とBitTrade社(大手暗号資産交換業者)とが豪ドルにペッグ(固定)した暗号資産開発に着手するとの報道があり)。

### (6) (仮に暗号資産(仮想通貨)での給与支払いが普及した場合)の主な業者

暗号資産交換業者	設立年月	業績
BitTrade	2016年9月	業績 非公表
Blockbid	2017年8月	
HuobiAustralia	2018年7月	

#### 【暗号資産交換業者のビジネスモデル】

- ・「暗号資産 ⇄ 法定通貨」の交換(両替)手数料
- ・他の暗号資産口座への送金手数料
- ・暗号資産保管料／預かり料 等

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 3. ニュージーランド(1/3)

### (1) 基礎データ (調査対象: 15歳以上)

	ニュージーランド	【参考】		
		世界平均	OECD	日本
① 金融機関での口座保有率	99%	67%	95%	98%
② デビットカード保有率	96%	48%	84%	87%
③ クレジットカード保有率	61%	18%	57%	68%
④ モバイルマネー口座保有率	—	4%	—	—
⑤ ここ1年間でデジタルペイメントを行った率	96%	45%	89%	89%

(出典) Global Findex Database 2017 (World Bank Group)

### 預金取扱金融機関の業態分類

業態	家計預金残高 (単位:百万NZL)	(シェア)	根拠法
Registered Banks (登録銀行) 計26行	180,797	(98.4%)	Reserve Bank of New Zealand Act 1989
Non-Bank Deposit Takers (ノンバンク預金取扱機関)	2,988	(1.6%)	Non-Bank Deposit Takers Act 2013

(出典) Reserve Bank of New Zealand (2019年6月)

・登録銀行のうち、オーストラリア資本の4行(ANZ、Bank of NZL、ASB、Westpac)で総資産の9割を占める。

・ノンバンク預金取扱機関

: 住宅金融組合 + 信用組合 + 金融会社等

### (2) 労働法制における給与受取の手段

< New Zealand Employment Law (Payment of Wages/Salary) >

以下の場合を除き、従業員に対し「現金(NZ紙幣と硬貨)」で支払われなければならない。

- ① 雇用主が政府または地方自治体である場合、小切手で支払うことをも選択可能。
- ② 従業員が、郵便為替・銀行為替・小切手または銀行預金での支払いに同意または依頼した場合。
- ③ 従業員が賃金の支払いのための適切な場所または通常の場合から離れている場合。その時は、郵便為替・銀行為替または小切手で支払うことができる。
- ④ 雇用契約(the employment agreement)で、その他の支払い方法を規定した場合。

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 3. ニュージーランド(2/3)

### (3) デジタルマネーの実態(給振での活用の可否)

- ①同国ではキャッシュレス決済が進んでいる。特にデビットカード(EFTPOS)の決済端末が全国で100,000台以上設置(決済の際、銀行預金口座から即時引き落とし)。
- ②デジタルマネーとして最も有名なのは「AT HOP Card」。同国内の電車／バス運賃支払時に利用(NZL版「Suica」)。前頁(2)-④の通り、雇用契約で事前同意あれば同カードへの給料振込は理論的に可能だが、実態はそのような事例はない(ヒアリングベース)。
- ③2019年9月から暗号資産(仮想通貨)での給与支払いが可能(下記(4)ご参照)。

### (4) 暗号資産(仮想通貨)での給与支払い

[法的根拠] 内国歳入庁(IRD) “Tax Information Bulletin Vol.31, No7, August 2019”  
(適用期間:2019年9月1日から3年間)

#### [適用条件]

- ①給与支払いが(i)雇用契約に基づき提供されたサービスに対するもので、(ii)金額が固定しており、(iii)支払いが定期的であること。(フリーランスは不可)
- ②支払われる暗号資産は、(i)法定通貨(NZDなど)に直接交換が可能のこと、(ii)通貨の機能を十分に有すること、(iii)法定通貨1種類以上とペッグ(固定)されていること。

#### [税金処理]

・法定通貨と同様に、源泉課税(PAYE: Pay as You Earn)方式が適用。所得税は雇用主により源泉徴収され、税務当局に納税。

## Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 3. ニュージーランド (3/3)

### (5) 暗号資産(仮想通貨)での支払い普及の可能性 ⇒ 時期早々

[理由]

- ✓ 「適用条件②-(iii)」の「法定通貨1種類以上とペッグ(固定)されていること」が普及に向けた大きな壁となっている。

＜理由＞①現状、「NZD」にペッグした暗号資産は発行・流通していない。  
(ビットコイン(BTC)は法定通貨とペッグしていないので、給与としての使用不可)

②(USDT:Tetherなど)既に発行・流通しているステーブルコインが、その発行額を担保する資産(Tetherの場合は米ドル)を十分かつ厳重に管理している保証がない(民間が発行する以上、価値棄損の可能性あり)。

- ✓ また、「暗号資産交換業者(取引所)」及び「暗号資産サービスプロバイダー」の顧客資産の管理方法(不正アクセスからの保護)や万が一不正流出が発生した場合の保全策等について、同国のルールが定まっていない。(2019年5月にNZLの大手暗号資産交換業者Cryptopia社が破産申請(1月の2度にわたるハッキングが直接の原因))

### (6) (仮に暗号資産(仮想通貨)での給与支払いが普及した場合)の主な業者

暗号資産交換業者	設立年月	業績
Easy Crypto	2017年12月	業績 非公表
Bingcoins	2018年2月	

#### 【暗号資産交換業者のビジネスモデル】

- ・「暗号資産 ⇄ 法定通貨」の交換(両替)手数料
- ・他の暗号資産口座への送金手数料
- ・暗号資産保管料／預かり料

等 31

# Ⅱ デジタルマネー給振実態調査 - 4. 主な未実現国

以下、デジタルマネー給振が未実現な主要国

(各種資料より作成)

	シンガポール	香港	中国	ドイツ
概観	賃金(salary)は法定通貨(legal tender)以外での支払いは不可	「金銭形式」と規定されているが、「金銭」についての定義は特でない。一般には「通貨そのもの」と理解されていると考えられる。	「貨幣形式」と規定されているが、「貨幣」についての定義は特でない。一般には「通貨そのもの」と理解されていると考えられる。	ユーロ建の支払い。現金・預貯金への振込が主ながら、労働者利益にかなう場合は現物支給も許容(ただし、労働者保護は厳格に運用)。
根拠法	Employment Act (雇用法)	香港僱傭條例 (香港雇用法)  A Concise Guide to the Employment Ordinance	中華人民共和國労働法	Gewerbeordnung (営業法)
対象条項	#54 Agreements to pay salary otherwise than in legal tender illegal.	Chapter 3 : Wages 工資是指僱主以「金銭形式」支付僱員作為其所做或將要做的工作的所有報酬、收入、津貼(包括交通津貼、勤工津貼、佣金、超時工作薪酬)、小費及服務費, 不論其名稱或計算方法  "Wages" means all remuneration, earnings, allowances, tips and service charges, however designated or calculated, payable to an employee in respect of work done or work to be done. Allowances including travelling allowances, attendance allowances, commission and overtime pay are within the definition of wages.	(「独立行政法人労働政策研究・研修機構」の日本語訳より) 第50条 賃金は「貨幣形式」を以て毎月支払い労働者本人に与えるべきである。労働者の賃金を不当に減額或いは故無く支払引延をしてはならない。	§107 収益の計算と支払い (1)報酬はユーロで計算され、支払われる。 (2)雇用主と従業員は、従業員の利益または雇用関係の性質に対応する場合、報酬の一部として現物支給に同意することができる。雇用主は、クレジットで従業員に商品を譲渡することはできない。同意後、クレジットが平均原価で取られた場合、賃金の支払いのために商品を預けることができる。配達される商品は、特に明示的に同意しない限り、種類が中程度で質の良いものでなければならぬ。合意された現物給付の価値または報酬に対する譲渡された商品の控除は、報酬の添付可能な部分の金額を超えてはならない。
その他の根拠、等	労働力省(Ministry of Manpower)のHP ( <a href="https://www.mom.gov.sg/employment-practices/salary/paying-salary">https://www.mom.gov.sg/employment-practices/salary/paying-salary</a> )  ・Payment can be made: (i)Directly into your bank account. (ii)By cheque. The cheque needs to be cleared by your bank before you're considered paid.	「工資」は給料、賃金、俸給等といった意味なので、「工資」を超えるインセンティブ等については柔軟に運用されている可能性がある。	・「工資」は給料、賃金、俸給等といった意味なので、「工資」を超えるインセンティブ等については柔軟に運用されている可能性がある。  ・なお、限られたサンプルながら、中国現法の中国人行員にヒアリングした限りでは、「アリペイなどで賃金を受け取るという事例は聞いたことがない」とのこと。	同条2項で、「賃金の一部の現物支給は、労働者の利益にかなう場合に許容される」とあるものの、デジタル通貨が労働者の利益にかなう「現物」とみなされる可能性は低いと考えるべき。

なお、デジタルマネー給振が実現している可能性のある国として、当該資料に掲載した国以外では、アフリカ諸国・中東諸国・フィリピンなどが挙げられる。しかし、当該国のその給振に関する法制面の資料・情報が乏しいため、今回は調査対象外とした。



当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>

**公益財団法人 国際通貨研究所**